



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年1月14日(火) 第9765号

目次

ページ

規則

- 行政書士法施行細則の一部を改正する規則(市町村課) 2

告示

- 免税証の無効(税務課) 3
- 道路の区域変更(道路管理課) 3
- 都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課) 3

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課) 4
- 所在不分明通知(森林保全課) 4
- 同 5
- 同 6
- 同 8
- 土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧(農村整備課) 9

落札

- 落札者等の決定(児童福祉課) 9

■規則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年一月十四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第二号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則(昭和四十六年群馬県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、行政書士法人について準用する。

第三条第一項中「第十七条の二第一項第五号」を「第十七条の二第一項第六号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第2号

群馬県県税条例(昭和25年群馬県条例第32号)第146条の1第5項の規定により交付した次の免税証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和2年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

免税証の種類	業種	記番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の所在地及び名称	免税証を交付した事務所	亡失年月日
10リットル券	農業	C04900250	1枚	平成31年3月22日から令和2年2月29日まで	安中市原市634 全農ぐんま碓氷安中本所	高崎行政 県税事務所	令和元年9月26日
100リットル券	農業	G04900318	1枚	平成31年3月22日から令和2年2月29日まで	安中市原市634 全農ぐんま碓氷安中本所	高崎行政 県税事務所	令和元年9月26日
200リットル券	農業	H04900290	1枚	平成31年3月22日から令和2年2月29日まで	安中市原市634 全農ぐんま碓氷安中本所	高崎行政 県税事務所	令和元年9月26日

◎群馬県告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	大原境三ツ木線	太田市新田大根町974番の4地先から同市同974番の1地先まで	前	8.6~8.8	100.0
			後	8.8~17.4	100.0

◎群馬県告示第4号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、前橋勢多都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋勢多都市計画道路 3・4・4号 茂木堀越線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 前橋市茂木町地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県前橋土木事務所及び前橋市都市計画部都市計画課

## ■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和2年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和元年12月27日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みらい平和事業団
- 3 代表者の氏名 内藤秀夫
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市富士見町赤城山1788番地58
- 5 定款に記載された目的 この法人は、高齢者、障害者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護保険法に基づく第一号事業及び障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業、介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護保険法に基づく地域密着型サービス事業、介護保険法に基づく施設サービス事業、福祉有償運送の事業、介護保険外サービスに関する事業を行い、高齢者、障害者の安全な生活と健全な生活の支援に寄与することを目的とする。また、国際間の文化交流を国際間交流に興味を持つ邦人、邦人との交流に関心のある外国籍の方を対象として、イベント、講演、セミナー等の事業を通じて促進することを目的とする。加えて就労目的であるとないとを問わず本邦へ移住する外国籍の方の就労環境、生活環境の改善に関する研究、上記移住者からの相談の対応、上記移住者の就労環境の改善実践活動を行い、上記移住者の方の生活の安定と向上に資することを目的とする。また、意欲ある在留者への可能な限りあらゆる方法での支援体制について構築の努力をする。

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を南牧村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和2年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
甘楽郡南牧村大字六車字堂向2359	小金澤康一	

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 令和元年11月26日群馬県告示第210号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を上野村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和2年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
多野郡上野村大字勝山字馬放場1175、1176	黒沢栄一	

2 指定の目的 公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 令和元年11月26日群馬県告示第212号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を長野原町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和2年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
吾妻郡長野原町大字応桑字小菅1544の89、1544の341、1988の388、1988の741	高柳次江	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の33、1990の35	吉田茂	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の53	米澤貴志男	共有林
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の61	神戸吉五郎	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の94、1990の228、1990の383、1990の5594	萩原ツル子	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の102、1990の2712、1990の2713、1990の2878、1990の4529	市川朋吉	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の275	安東治家	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の448、1990の454、1990の763	坂寄浅太郎	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の550	北軽井沢開拓農業協同組合	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の757	坂詰由枝	共有林
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の773、1990の5410、1990の5411、1990の5440	吉田愛子	同
同	吉田恒一郎	同
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の2718、1990の2721、1990の3965	鈴木俊明	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の2824	石田正利	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の3220	笠原進	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の3224	笠原和江	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の3727	細野保夫	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の3728	岡本勲	

吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の4089	工藤清人	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の4393	上原光代	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の4475	日野秀夫	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の4482	大畠てる	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の4602	小金沢武弘	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の4604	齋藤明敏	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の4605	齋藤哲也	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の4612、1990の4613	牧宏行	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の4730	大久保秀一	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の5394	黒川由香理	共有林
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の5397、1990の5525	窪田保志	
吾妻郡長野原町大字北軽井沢字地藏堂1990の5523、1990の5524	クラークフィリップ	

(2) 指定の目的 風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

吾妻郡長野原町(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
吾妻郡長野原町大字長野原字町97の2	野口徹	

(2) 指定の目的 落石の危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 令和元年11月22日群馬県告示第202号

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を館林市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和2年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
館林市堀工町字熊野浦747の1	島田裕全	共有林
館林市堀工町字出戸975の2	藤野守	
館林市堀工町字出戸982の2	多田征功	
館林市堀工町字出戸982の3	村上ヤスエ	
館林市堀工町字出戸987の1、987の3	江森昌自	
館林市堀工町字道満1003、1004	菅沼カツ子	
館林市堀工町字道満1017	中島禎郎	
館林市堀工町字道満1028	野本きよ子	

2 指定の目的 風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び館林市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 令和元年11月26日群馬県告示第207号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により次のとおり土地改良事業の換地計画を適当と決定したので、同法第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第4項において読み替えて準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 土地改良事業の名称及び地区名 境下武士土地改良区営境下武士土地改良事業 境下武士地区
- 2 事業主体 境下武士土地改良区
- 3 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 4 縦覧に供する期間 令和2年1月15日から同年2月12日まで
- 5 縦覧に供する場所 伊勢崎市役所

## ■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和2年1月14日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る購入等件名及び数量 群馬県東部児童相談所一時保護所調理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県東部児童相談所 群馬県太田市西本町41-34
- 3 落札者を決定した日 令和元年12月13日
- 4 落札者の名称及び所在地 名阪食品株式会社関東事業部 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町1-25-1
- 5 落札金額 38,412,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年10月18日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111